

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室[次世代環境産業室](内線:7656)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																							
(新)鳥取県地域活性化総合特区構想推進事業	0	10,317	10,317				10,317																							
トータルコスト	0	11,116	11,116	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付要綱の策定、補助金交付事務																										
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人																											
工程表の政策目標(指標)	スマートコミュニティ構想の推進:スマートコミュニティ構想に掲げる事業への着手																													
<p><b>説明</b></p> <p><b>1 事業の目的・概要</b>            国が創設した「総合特区制度」(8/1法施行)を活用した地域活性化をめざし、4月下旬に企業、自治体等関係者による鳥取県地域活性化総合特区推進協議会(以下「協議会」という)を立ち上げ、地域の持続可能な成長モデルを描く「とっとり発生活起点型新成長特区」構想の実現に向けて具体的なプロジェクトの検討を行っているところ。            総合特区の区域指定を見据え、本県西部圏域の地域資源を活用し、環境・エネルギー分野やバイオ・健康分野で、産業振興や雇用創出など地域社会の課題解決に繋げるための市町村や企業の先進的な取組を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>  <b>(1) 総合特区の推進に資する、市町村が県内外の企業や地域住民と連携して取り組む先進的なモデル実証事業に対して補助金を交付</b></p> <table border="1"> <tr> <td>補助金名</td> <td>鳥取県地域活性化総合特区推進補助金(仮称)</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>協議会に参画し、市町村の課題解決と産業振興に向けた取組を企業等と連携して実施する市町村</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>市町村が負担する経費の2/3</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>10,000千円/件(×1件=10,000千円)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>先進的なモデル実証事業に要する経費(会議費、調査委託費等)</td> </tr> </table> <p>※外部有識者からなる事業評価委員会を設け、事業の採択、フォローアップを実施(317千円)</p> <p><b>(2) 総合特区の推進に資する事業に必要な資金を供給する金融機関へ利子補給</b>            (本利子補給は総合特区に採択された場合に予算化)</p> <table border="1"> <tr> <td>補助金名</td> <td>鳥取県地域活性化総合特区推進利子補給金(仮称)</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>金融機関(協議会の構成員)</td> </tr> <tr> <td>融資枠</td> <td>1億円/件以内</td> </tr> <tr> <td>利子補給率</td> <td>国の総合特区支援利子補給金の利子補給率(0.7%以内)と同率以内</td> </tr> <tr> <td>補給期間</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>総合特区の推進に資する事業を行う企業に対する融資(運転、設備資金)</td> </tr> </table> <p>※国の総合特区支援利子補給金は、総合特区計画に関する事業を実施する者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国から金融機関に対して支給されるもの</p> <p><b>3 これまでの取り組み状況、改善点</b>            スマートコミュニティ構想推進事業(H23年度当初予算)において、総合特区の採択に向け、協議会の開催経費、計画策定に向けた委託業務を予算措置し、総合特区構想の実現に資する具体的なプロジェクトの検討を行ってきた。</p> <p><b>&lt;参考&gt;地域活性化総合特区について</b></p> <p>○制度の概要 地域の知恵や創意工夫を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象として、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を総合的にパッケージ化して支援するもの。指定に当たっては「地域の責任ある関与」(地域独自の財政、金融上の支援措置など)が指定基準の一つとなっている。</p> <p>○今後の予定 9月30日 総合特別区域指定申請書提出締切り            10月～11月 書類審査、ヒアリング            12月ごろ 区域指定            その後、国との協議を経て、計画認定、事業実施</p>									補助金名	鳥取県地域活性化総合特区推進補助金(仮称)	対象者	協議会に参画し、市町村の課題解決と産業振興に向けた取組を企業等と連携して実施する市町村	補助率	市町村が負担する経費の2/3	限度額	10,000千円/件(×1件=10,000千円)	対象経費	先進的なモデル実証事業に要する経費(会議費、調査委託費等)	補助金名	鳥取県地域活性化総合特区推進利子補給金(仮称)	対象者	金融機関(協議会の構成員)	融資枠	1億円/件以内	利子補給率	国の総合特区支援利子補給金の利子補給率(0.7%以内)と同率以内	補給期間	5年間	対象事業	総合特区の推進に資する事業を行う企業に対する融資(運転、設備資金)
補助金名	鳥取県地域活性化総合特区推進補助金(仮称)																													
対象者	協議会に参画し、市町村の課題解決と産業振興に向けた取組を企業等と連携して実施する市町村																													
補助率	市町村が負担する経費の2/3																													
限度額	10,000千円/件(×1件=10,000千円)																													
対象経費	先進的なモデル実証事業に要する経費(会議費、調査委託費等)																													
補助金名	鳥取県地域活性化総合特区推進利子補給金(仮称)																													
対象者	金融機関(協議会の構成員)																													
融資枠	1億円/件以内																													
利子補給率	国の総合特区支援利子補給金の利子補給率(0.7%以内)と同率以内																													
補給期間	5年間																													
対象事業	総合特区の推進に資する事業を行う企業に対する融資(運転、設備資金)																													